平成２１年（フ）第１８０３号
札幌市中央区南24条西15丁目１番12―302号
債務者　山下　一博
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２３号
札幌市白石区本郷通７丁目北１番32―703号
債務者　原田　佳典
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６５号
札幌市手稲区稲穂４条３丁目７番46号　高齢者共同住宅スリール手稲207号
債務者　大羽賀　武
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９７号
札幌市手稲区曙３条３丁目６番33号　曙ハイツ201号
債務者　土佐岡公司
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９８号
札幌市手稲区曙３条３丁目６番33号　曙ハイツ201号
債務者　土佐岡ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４８号
札幌市北区屯田９条３丁目２番１―210号
債務者　平井　賢一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５３号
札幌市中央区南11条西18丁目２―１　佐藤マンション１、住民票上の住所札幌市厚別区厚別中央３条４丁目２番12―106号
債務者　島田　賢吾
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８６号
盛岡市向中野字鶴子10番地18
債務者　戸澤　惠子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３９４号
岩手県九戸郡洋野町種市第７地割127番地３
債務者　上岡谷恵美子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４０４号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字樋の沢４番地４、旧住所岩手県西磐井郡平泉町平泉字高田前112番地　町営高田前団地18棟１号
債務者　佐々木志保
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１４１号
群馬県太田市下田島町1243番地314
債務者　島田　知恵
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２３０号
群馬県高崎市井野町1240番地６
債務者　田中　　晋
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２３１号
群馬県高崎市和田町７番13号　ハローハイツ202号
債務者　竹野　正一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２７５号
埼玉県草加市旭町３丁目２番17号
債務者　三橋　文子（旧姓浜野）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
神奈川県厚木市及川１丁目１番７―502号
債務者　ガラモス　ロゲリオ　フクハラ（GALLAMOS ROGELIO FUKUHARA）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３４６号
神奈川県秦野市鶴巻1774番地　うすみ荘２号
債務者　鈴木　雅美
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３６５号
神奈川県小田原市鴨宮844番地の８　土方ハイツ１―102号
債務者　中島　直倫
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部